# 「中部電力浜岡原子力発電所の再稼動の是非を問う県民投票条例案」の 法制度上の主な問題点(概要)

## 1 県民投票の執行(第4条第2項)

・条例案では「知事は…その権限に属する…事務を静岡県選挙管理委員会に委任する ものとする」と規定されているが、投開票事務は、地方自治法に基づく市町への事 務委託によらなければ実施が困難である。投開票事務を条例で知事から選挙管理委 員会に委任することでは実施できない。

#### 2 県民投票の期日 (第5条第1項)

・条例案では「この条例の施行日から6月を超えない範囲内」となっているが、投開票事務の委託に関して県と市町との間で行う協議などの手続に要する期間を考慮すると、6か月以内の実施というのは非現実的である。

#### 3 投票資格者名簿(第9条第1項)

・条例案では「市町村の選挙管理委員会は…投票資格者名簿を調製しなければならない。」と規定されているが、県と市町村は対等・協力の関係にある別の地方公共団体である。県の条例で市町に業務を義務付けることはできない。

#### 4 投票資格者 (第7条及び第8条)

・条例案では「年齢満 18 年以上」などが規定されているが、条例案の内容は、現行の 選挙制度等(年齢満 20 年以上)と整合性がない。また、市町の協力が得られなけれ ば、県においては投票資格者を把握することはできない。

### 5 投票の効力の決定 (第17条)

・条例案では「投票の効力の決定に当たっては、第 18 条の規定の趣旨に著しく反しない限りにおいて、…その投票を有効とする」と規定されているが、「規定の趣旨」、「著しく」という規定の文言が不明確であり、この規定では投票の効力の決定の客観性及び公平性を確保できない。

#### 6 **県民投票広報協議会**(第20条から第22条まで)

・条例案では、県議会に県民投票広報協議会を置き、県民投票の広報に関する事務を 行うこととされているが、県議会が県の事務を直接に管理し執行することは地方自 治法上想定されていない。県民投票の広報事務を実施することは、県議会の役割で はない。

### 7 規則への委任(1) (第27条第2項)

・条例案では「この条例の施行日から、20 日以内に制定」と規定されているが、県と 市町との間で行う協議などの期間を考慮すると、20 日以内に制定するのは非現実的 である。

#### 8 規則への委任② (第27条第3項)

・条例案では「この条例の規定を適用し難い事項がある場合」、条例の規定に優先する 規則を置くことができることとしているが、法体系上、到底認められるものではな い。

## 9 失効 (附則第2条)

・条例案では「投票期日の翌日から起算して3月を経過した日に、その効力を失う」 と規定されているが、これでは、知事等が投票結果を尊重する義務を定める第26条 の規定も3か月で効力を失うことになるため、本来の目的を達成できない。

## その他

・上記以外にも、法制執務上不適切な表現、規定すべき内容の不足、定義されていない い文言等が数多くある。